

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	今後の経済産業施策に関する主な課題
著者 / 所属	高野 智子 / 経済産業委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	464号
刊行日	2024-2-26
頁	125-139
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20240226.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

今後の経済産業施策に関する主な課題

高野 智子

(経済産業委員会調査室)

1. 我が国経済の動向と成長戦略等
 - (1) 最近の経済動向
 - (2) 成長戦略・経済対策等
2. 産業競争力強化法等改正に向けた動き
 - (1) 国内投資の促進
 - (2) イノベーション・新陳代謝の促進
3. 消費者用製品安全制度の見直し
4. デジタル市場の競争環境整備
5. エネルギー関連政策
 - (1) G X推進に向けた取組と今後の課題
 - (2) 水素社会の推進
 - (3) C C Sの事業環境整備
 - (4) エネルギー基本計画の見直し

本稿は、今後の経済産業施策に関し、第213回国会提出予定法律案に関連するものを中心に、その主な課題について概述する。

1. 我が国経済の動向と成長戦略等

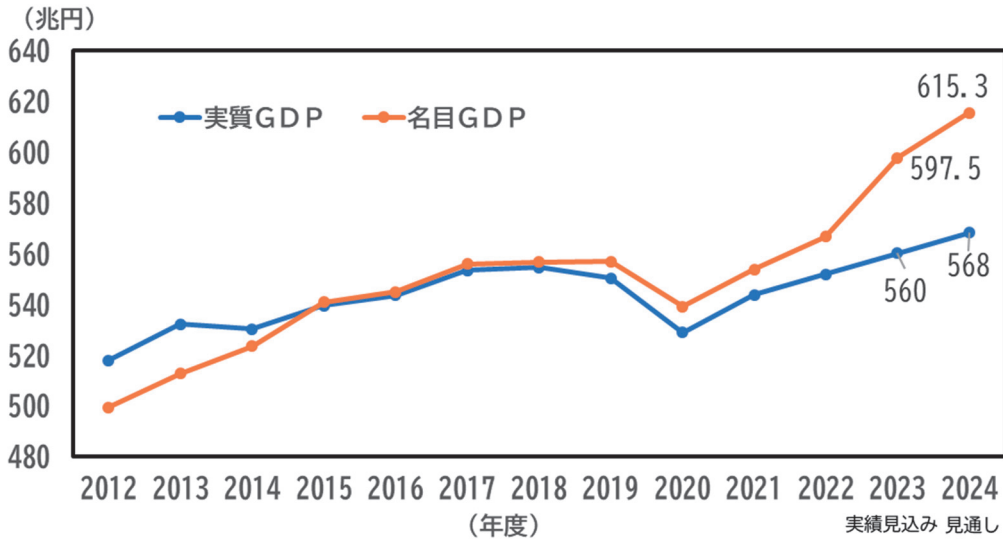
(1) 最近の経済動向

2024年1月26日に閣議決定された「令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、我が国経済について、コロナ禍の3年間を乗り越え、改善しつつあると評価する。また、30年ぶりとなる高水準の賃上げ¹や企業の高い投資意欲など、経済には前向きな動きが見られ、デフレから脱却し、経済の新たなステージに移行する千載一遇のチャンスである。

¹ 厚生労働省「令和5年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」(2023. 8. 4)によると、2023年の民間主要企業における春季賃上げ率は3.6%で、1994年の3.13%を上回る高さとなっている。

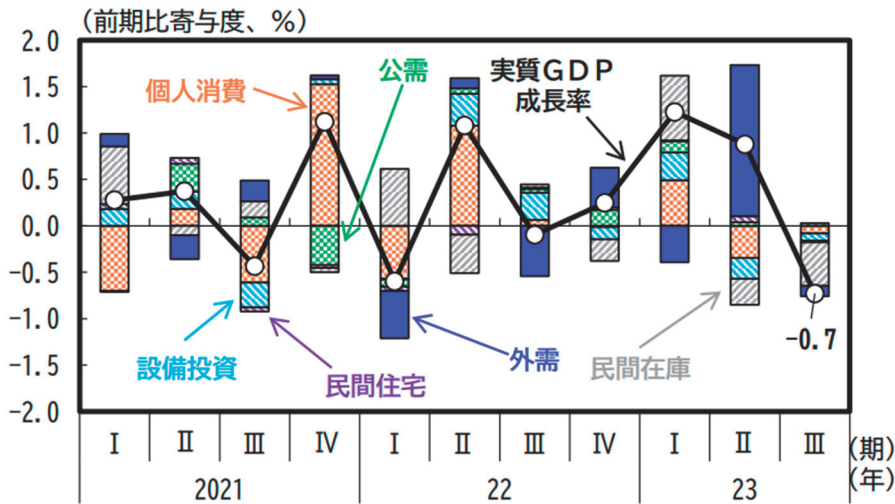
るとする。2023年度については、実績見込み段階で、実質GDP成長率1.6%程度に対し、名目GDP成長率5.5%程度とされており、とりわけ名目GDPについては1991年度以来²の高い上昇率が見込まれている。名目と実質の乖離が大きくなっていることは、物価上昇率（GDPデフレーター）が高まっていることを示す（図表1）。

図表1 名目GDPと実質GDPの比較



(出所) 内閣府「国民経済計算」、「令和6年度（2024年度）政府経済見通しの概要」より作成

図表2 実質GDP成長率（四半期別）の寄与度分解



(出所) 内閣府「月例経済報告等に関する閣僚会議資料」（2024.1.25）

一方、足元で賃金上昇は物価上昇に追い付いておらず、個人消費や設備投資は、依然として力強さを欠いており、これを放置すれば再びデフレに戻るリスクがあることも指摘されている。例えば、2023年7～9月期の実質GDP成長率（2次速報）は、前年同期比▲0.7%（年率換算▲2.9%）であった（図表2）。民間在庫のマイナス寄与度が大きく、直ち

² 2015年（平成27年）基準GDP系列簡易遡及データで1991年度の名目GDP成長率は5.3%である。

に景気後退を示すものではないが、回復力は力強さに欠けること、物価高がその背景にあることが指摘されている³。また、毎月勤労統計調査によると、2023年11月（確報）の実質賃金⁴は、前年同月比▲2.5%であり、2022年4月以降、20か月連続のマイナスとなっている。

こうした現状の下、2023年11月に後述の総合経済対策（（2）イ参照）が策定された。また、2024年度の経済見通しは、総合経済対策の効果等を前提に、実質GDP成長率1.3%程度、名目GDP成長率3.0%程度としている。

（2）成長戦略・経済対策等

ア 新しい資本主義実行計画

2021年10月に岸田内閣が発足して以降、成長戦略に相当するものは、岸田内閣総理大臣を議長とする「新しい資本主義実現会議」において検討されている。同会議の検討を経て、2022年6月には「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」が閣議決定された。同計画は、成長と分配の好循環を目指す政府の複数年度にわたる計画であるが、計画策定から1年の取組を経て、人への投資や設備投資の遅れといった課題に更に加速して取り組む必要性が明らかになったとして、2023年6月16日、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（以下「実行計画改訂版」という。）が閣議決定された。改訂版と称するとおり、政策の方向性に大きな変化はないが、経済産業施策との関係では、コストの適切な価格転嫁と三位一体の労働市場改革（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）により「構造的賃上げ」を実現すること、2022年11月に取りまとめられた「スタートアップ育成5か年計画」に沿ってスタートアップ関連施策が充実化されていること、GXやDX等の戦略分野について、国内外の企業に中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間での包括的な支援を行うことを示していることは着目される。また、構造的賃上げに関して「中小・小規模企業の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」との考えから、労務費の転嫁の在り方について指針をまとめるとされ、2023年11月29日、内閣官房と公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が策定された。

イ デフレ完全脱却のための総合経済対策

2023年9月26日の閣議において、岸田内閣総理大臣は、コストカット型の経済から「適温経済」の新たなステージへ移行することを確実にするため、総合経済対策を策定することを表明し、11月2日、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（以下「総合経済対策」という。）が閣議決定された。また、これに沿って令和5年度補正予算及び令和6年度総予算が編成された（令和5年度補正予算は、第212回国会の11月29日に成立）。

³ 小林真一郎「2023年7～9月期のGDP（2次速報）結果～下方修正され、マイナス幅はさらに拡大。物価高がマイナス成長の主因～」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング 経済レポート、2023.12.12) <https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2023/12/gdp_res_2312_01.pdf>（以下、本稿におけるURLの最終アクセスの日付はいずれも2024.2.5である。）

⁴ 現金給与総額指数を消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除して算出したもの。

総合経済対策は、足元における最大の課題を「賃上げが物価上昇に追いついていないこと」とした上で、第1段階（第1の柱）として緊急的な生活支援のための給付金支給に直ちに取り組むこと、第2段階（第2の柱）として2024年春以降に本格的な「所得向上対策」を行うことを示した。

第1の柱では、物価高・エネルギー高対策として、燃料油価格と電気・ガス料金の激変緩和措置を少なくとも2024年春まで継続することも示している⁵。これらのエネルギー価格の激変緩和措置は、燃料油価格が2022年1月から、電気・ガス料金が2023年1月使用分（2月検針分）から継続して行われてきており、これまでに両方で10兆円を超える予算が措置されてきている。これらの事業は、問題点の指摘⁶はあるものの、物価を引き下げる効果は認められ、出口戦略が引き続き課題となる。

第2の柱の所得向上対策としては、2024年の春闘に向けて、経済界に対して、2023年を上回る水準の賃上げを働きかけることに加え、従業員数の約7割を占める中小企業と、中堅企業（2.（2）ア参照）に対する賃上げ支援を拡充する方針が示されている。具体的には、賃上げ促進税制や価格転嫁対策を充実強化することに加えて、賃上げ及び人手不足解消のための省人化・省力化投資への支援、中堅・中小企業による工場等の拠点の新設や大規模な設備投資の支援が挙げられている。

また、総合経済対策の第3の柱として「国内投資の拡大」に向けた支援を強化することが示された。その理由について「負のGDPギャップが解消されつつある中であっては、単なる需要追加ではなく、経済全体の生産性向上や供給力強化を図ることが必要」と説明されている。賃金上昇分を価格転嫁しても物価が同率で上がれば実質賃金は変わらない。また、人口減少が当面進行する中で、人手不足は国内投資の量的拡大の制約にもなりかねない。今後は、労働生産性（従業員1人当たりの付加価値額）を上げる投資が実行され、物価を上回る賃金上昇が実現されるかが問われることになる。

ウ 国内投資促進パッケージ

国内投資の促進に関し、2023年12月21日、総理大臣官邸において「国内投資拡大のための官民連携フォーラム」が開催され、齋藤経済産業大臣から「国内投資促進パッケージ」が公表された。同パッケージは、①分野別（GX、DX、経済安保、フロンティア、産業インフラ、物流、観光、文化、コンテンツ、ヘルスケア）の戦略投資を促進すること、②横断的な取組を推進すること、③グローバル市場を見据えた取組を推進することの3本柱から成り、11府省庁・200超の国内投資推進策（うち税制16施策、規制・制度18

⁵ 燃料油価格については「緊迫化する国際情勢及び原油価格の動向など経済やエネルギーをめぐる情勢等を見極め、柔軟かつ機動的に運用しつつ、措置を2024年4月末まで講ずる」「賃金動向も含めた経済情勢を踏まえつつ、出口を見据えられる状況になった場合には、翌月以降補助率を段階的に（原則月10分の3ずつ）縮小する」としている。また、電気・ガス料金については「国際的な燃料価格の動向等を見極めつつ、現在の措置を2024年4月末まで講じ、同年5月は激変緩和の幅を縮小する」としている。

⁶ 例えば、財務省「令和4年度予算執行調査の結果（10月公表分）」（2022.10.7）では、ガソリン販売価格に補助金の全額が反映されていない可能性があるとして示された。また、このような補助金は、高所得者層ほど負担軽減額が大きくなることが指摘されている（齋藤太郎「補助金政策の問題点～高所得者ほど負担軽減額が大きくなる～」（ニッセイ基礎研究所 研究員の眼、2023.9.19）〈<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=76103?site=nli>〉）。脱炭素に逆行することもしばしば指摘される。

施策)が取りまとめられている。これについて岸田内閣総理大臣は「戦略分野を中心に企業の予見性を高め、長期的に国内投資を促進するという政府の確固たる決意を示したもの」とし、また、30年間低迷している国内の設備投資額について、経団連が目標として掲げた2027年度115兆円⁷の達成を官民連携で実現することを呼びかけた。

2. 産業競争力強化法等改正に向けた動き

第213回国会に「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案」が内閣から提出予定である。改正の主な狙いは「国内投資の促進」と「イノベーション・新陳代謝の促進」と見込まれ、前述の実行計画改訂版や総合経済対策の示した方針に沿ったものと考えられる。具体的な改正事項は産業構造審議会経済産業政策新機軸部会を中心に議論されており⁸、その情報を基に内容を概観する。

(1) 国内投資の促進

ア 戦略分野国内生産促進税制

新型コロナウイルスの感染拡大によるサプライチェーンの混乱、ロシアによるウクライナ侵略、米中対立の長期化等を背景に、戦略分野の国内投資を強力に推進する世界的な産業政策競争が活発化している。米国は、2022年にCHIPSプラス法やインフレ削減法(IIRA)を成立させ、半導体、電気自動車、再エネ等の戦略分野について巨額の支援を行うことで製造業の国内回帰を促している。これに対抗し、欧州もEUが「グリーン・ディール産業計画」を表明するなど、脱炭素関連を中心に支援策を強化している⁹。

我が国においては、こうした戦略物資について、これまで初期投資促進策(補助金等)を中心に支援が行われてきた。しかし、海外の動向等を踏まえると、特に生産段階でのコストが高く、初期投資促進策だけでは国内投資の判断が容易でないものについては、生産・販売量に応じた税額控除措置を講ずることが必要であるとして、令和6年度税制改正において、戦略分野国内生産促進税制の創設が示されている(図表3)。具体的には、戦略的に取り組むべき分野として産業競争力強化法に対象物資を法定し、事業計画の認定から10年間、法人税額の最大40%を控除可能とするものである。対象物資と単位当たりの控除額は図表3②のとおりとすることが想定されている。このうち、GX分野については、GX経済移行債による財源を活用する方針とされる¹⁰。

このような生産・販売量に応じた税額控除措置は過去に例がないとされている。従来の初期投資に対する補助金や、GX分野についてはカーボンプライシングと比較して、どのような利点があるのか、戦略物資の基準等は問われよう。また、米国IIRA等は気候変動対策を偽装した保護主義と批判されることもあり、今後の国際貿易秩序の在り方も課題と思われる。

⁷ 令和6年度政府経済見通し(2024年1月26日閣議決定)では、民間企業設備投資の2023年度実績見込みは100.1兆円とされている。

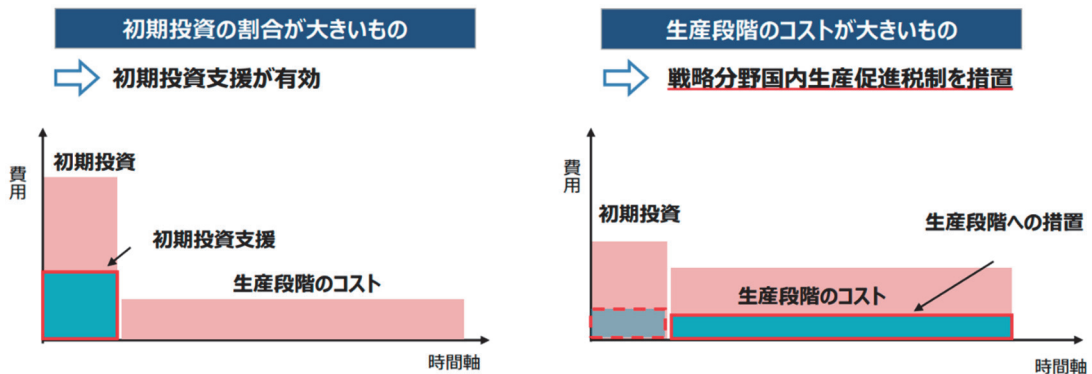
⁸ 税制に関するものは与党税制調査会においても議論が行われる。

⁹ 経済産業省「第1回企業行動と投資促進政策に関する研究会」(2023.8.4)資料4には、米国、EU以外の支援策もまとめられている。

¹⁰ 第10回GX実行会議(2023.12.15)資料1、16頁

図表3 戦略分野国内生産促進税制の概要

①概念図



②対象物資及び単位当たり控除額

物資		控除額	物資		控除額
電気自動車等	EV・FCV	40万円/台	半 導 体	28-45nm相当	1.6万円/枚
	軽EV・PHEV	20万円/台		45-65nm相当	1.3万円/枚
グリーンスチール	2万円/トン	65-90nm相当		1.1万円/枚	
グリーンケミカル	5万円/トン	90nm以上		7千円/枚	
持続可能な航空燃料 (SAF)	30円/リットル		アナログ半導体 (パワー半導体含む)	パワー (Si)	6千円/枚
		パワー (SiC, GaN)		2.9万円/枚	
		イメージセンサー		1.8万円/枚	
			その他	4千円/枚	

(注) 競争力強化が見込まれる後半年度には、控除額を段階的に引き下げる。(生産開始時から8年目に75%、9年目に50%、10年目に25%に低減)
半導体は、200mmウェハ換算での単位あたり控除額。

(出所) 経済産業省「令和6年度税制改正について」(2023. 12. 22)

イ イノベーション拠点税制 (イノベーションボックス税制)

世界各国において、イノベーションの成果をそれぞれ経済に取り込み、生産性の向上や投資促進、良質な雇用獲得等につなげていこうとする制度間競争が顕著になっていることが指摘されている。そうした中で、欧州やアジアの主要国において、特許やソフトウェア等の知的財産権から生じる所得に対して優遇税率を適用することにより、国内でのイノベーション投資を促す「イノベーションボックス税制」が標準装備となりつつある¹¹。これを受けて、我が国の研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資を後押しすることを目的に、令和6年度税制改正において、イノベーション拠点税制を創設することが示されている。具体的には、産業競争力強化法に基づき、企業が「主に国内で」「自ら」開発した知的財産権から生じた所得であることが確認できた場合に、当該所得について所得控除率30%を適用するものとされる。本税制については、2025年4月施行が想定されている。

(2) イノベーション・新陳代謝の促進

ア 中堅企業の支援

国内における良質な雇用は大都市圏に偏重し、また、大企業かが海外投資を進める中、

¹¹ 第17回産業構造審議会経済産業政策新機軸部会 (2023. 11. 7) 資料4、13頁

中堅企業（従業員数2,000人以下の企業で中小企業に該当しない企業）は、過去10年で大企業よりも国内投資、雇用、給与総額を伸ばし、また、地方部に良質な雇用を提供していることが確認された¹²。一方、中堅企業の1社当たり売上高・純利益率は大企業より低く、また、過去10年間で中堅企業から大企業に成長した割合は諸外国に比して低い状況にあり¹³、中堅企業のポテンシャルをいかしきれていない可能性が指摘されている。

こうした課題認識の下、成長志向型の中堅企業が課題を克服しながら成長していけるような支援枠組みを構築することで、中堅企業の成長意欲を高めるガバナンス改革を実現することが提案されている。具体的な支援策としては、産業競争力強化法において中堅企業を定義し、その中でも賃上げや成長投資等に特に意欲的に取り組む「成長志向の中堅企業」に係る支援制度を創設すること、そのうち税制支援については、中堅・中小グループ化税制（複数回のM&Aを行う場合の税制優遇）や地域未来投資促進税制に成長志向の中堅企業枠を設けることが示されている。なお、支援対象を「成長志向の中堅企業」に限定することについては、「国内投資・雇用者の所得向上と国内産業の新陳代謝を効率的・効果的に活性化させるため」と説明されている。

また、上記とは別に、予算による中堅企業支援もあり、令和5年度補正予算において、省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金」1,000億円が措置されている。

イ その他の改正事項

イノベーション・新陳代謝の促進を目的としたその他の改正事項としては、①株式会社産業革新投資機構（JIC）の運用期限延長、②国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の助成業務の追加、③投資事業有限責任組合（LPS）の投資対象事業拡大、④特定新需要開拓事業計画の認定制度の創設が示されている。

①について、JICは、産業競争力強化法に基づいて設立されたいわゆる官民ファンドであり、現行法で投資活動を通じて保有する有価証券等の処分を行う期限は2034年3月末までと規定されている。しかし、特に、ディープテック¹⁴やクライメートテック等の分野に投資を行う民間ファンドの運用期間が長期化していること、また、同分野に対するリスクマネー供給が依然として限定的であり、JICがより長期かつ大規模な資金供給機能を果たすことが期待されている状況であることなどを挙げた上で、運用期限を2050年3月末まで延長することが提案されている。

②について、研究開発の成果を社会実装し、社会課題の解決と経済成長の実現につなげることのできるディープテック・スタートアップは、イノベーションの有力な担い手

¹² 第17回産業構造審議会経済産業政策新機軸部会（2023.11.7）資料4、16～17頁

¹³ 第17回産業構造審議会経済産業政策新機軸部会（2023.11.7）資料4、32～33頁

¹⁴ 「ディープテック」とは、特定の自然科学分野での研究を通じて得られた科学的な発見に基づく技術であり、その事業化・社会実装を実現できれば、国や世界全体で解決すべき経済社会課題の解決など社会にインパクトを与えられるような潜在力のある技術。①研究開発の成果の獲得やその事業化・社会実装までに長期間を要することにより不確実性が高い、②多額の資金を要する、③事業化・社会実装に際しては既存のビジネスモデルを適応できない等の特徴を有するため、経済産業省は、国による支援が必要としている（産業構造審議会産業技術環境分科会「研究開発・イノベーション小委員会」中間取りまとめ（2023.6.2））。

であるが、特にミドル期以降の資金調達が厳しい状況にあるため、NEDOの支援を拡充して事業者のリスクを補完することで、ミドル期以降のディープテック・スタートアップに対する投資を促すことなどが検討されている。

③について、LPSは、業務を執行する無限責任組合員（GP）と有限責任組合員（LP）が出資を行い、その出資金を基に共同で投資を営む組合で、VC¹⁵等に活用されている枠組みである。今回、Web3.0¹⁶関係の事業を行うスタートアップが資金を調達することを可能にするため、LPS法¹⁷に規定されるLPSの投資対象事業に暗号資産の取得等を追加すること、海外投資家からの資金流入やグローバル志向のスタートアップの成長を促進するため、現状50%未満の海外投資上限規制を撤廃することが提案されている。

④について、2023年6月の日本産業標準調査会基本政策部会で「日本型標準加速化モデル」が取りまとめられ、市場の獲得・創出のために戦略的に標準化活動を加速化していく必要性が示されたところ、事業者及び大学等が共同で実施する研究開発について、標準化と知的財産を一体的に活用するオープン&クローズ戦略¹⁸の策定・活用を促進するための計画認定制度を創設し、支援措置を講ずることが検討されている。

3. 消費者用製品安全制度の見直し

製品安全4法¹⁹は、消費者に身近な製品の安全確保のため、製品の市場投入前に技術基準への適合等を求める「事前規制」と、市場投入後、事故発生時の報告やリコール等を求める「事後規制」を措置している。このうち、事前規制は、①危害発生のおそれがある製品（PSマーク対象製品）を指定し、②製造・輸入事業者に対して、国が定める技術基準への適合を義務付けた上で、技術基準に適合したPSマーク対象製品に対し、PSマークを表示することができることとする、③販売事業者等は、PSマークの表示がないPSマーク対象製品を販売・陳列できないなどとするものである。また、事後規制については、①製造・輸入事業者は、死亡や火災といった重大製品事故の発生を知った場合は、消費者庁に報告することが義務付けられ²⁰、②販売事業者等が、重大製品事故の発生を知った場合には、製造・輸入業者に通知する努力義務があり、③消費者庁は当該製品事故情報を迅速に公表し、経済産業省は独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）と共に原因調査を行い、事故の再発防止を図る、④主務大臣は、製造・輸入事業者に対し、危害防止命令（当該製品の回収等）を発動することができるなどとする内容となっている。

しかし、グローバル化の進展とインターネット取引が拡大する中で、海外事業者が、イ

¹⁵ VCはVenture Capitalの略で、新興の未公開企業（ベンチャー企業）に投資等の形で資金提供する投資会社や投資ファンドを指す。一般に、資金提供の対価に株式を取得し、時に経営支援等を行い、その企業が株式を公開（上場）した際に値上がり益を獲得することを目指す。

¹⁶ ブロックチェーン上で、暗号資産等のトークンを媒体として「価値の共創・保有・交換」を行う経済（トークン経済）を指す。

¹⁷ 正式名称は「投資事業有限責任組合契約に関する法律」。

¹⁸ 自社製品・サービスに含まれる技術について、協調領域と競争領域を見極めた上で、どのように公開・秘匿するかについて、市場獲得の最大化に向けて最適な対応を検討するもの。

¹⁹ 消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律。

²⁰ 重大製品事故報告の対象は、PSマーク対象製品に限定されない。

インターネットモール等を通じ、直接国内の消費者に対して製品を販売する形態が増加している。このような販売形態では、製造・輸入事業者が国内に存在しないため、国内の事業者であれば履行されるべき義務が履行されず、事故が生じた製品の回収等も行われないことにより、消費者の安全の確保が困難となる事態が生じつつある。

また、玩具については、海外の多くの国で、事故の未然防止の観点から、安全規制（規格に適合しない製品の販売禁止等）が行われている。一方、日本では、50年にわたり玩具業界の自主基準（S Tマーク）に基づく対応により玩具の安全性が確保されてきたが、近年は、インターネットモール等を通じて海外品が容易に流入するようになっており、これに関連する事故²¹も起きている。

こうしたインターネット取引拡大に起因する課題への対応策を検討するため、経済産業省は、2023年1月に「消費生活用製品の安全確保に向けた検討会」を設置して有識者による検討を開始し、6月30日、対応の方向性等を示した同検討会の報告書が取りまとめられた。その後、製品安全小委員会²²において制度化に当たっての具体的な課題や論点の整理が行われ、12月18日、同小委員会「中間取りまとめ（案）」が公表された。その中では、①P Sマーク対象製品を販売する海外事業者が規制対象となることを明確化し、国内管理人の選任・届出等を求める、②インターネットモール事業者に対し、危険な製品の出品削除を要請できる制度を創設する、③こども用製品を事前規制の対象とするなどの制度措置が提案されており、これを踏まえて第213回国会に関連法案²³が提出見込みとされる。海外事業者やインターネットモール事業者に対する規制の在り方、業界の長年の自主的取組と新たな規制制度の調和、販売済み製品の安全確保等が論点となり得る。

4. デジタル市場の競争環境整備

いわゆるGAFAM（Google、Amazon、Facebook（現・Meta）、Apple、Microsoft）に代表されるデジタルプラットフォーム事業者は、ICT（情報通信技術）やデータを活用して革新的なビジネスや市場を生み出し、人々の生活をより豊かで便利なものにするなど、社会に大きな便益をもたらしている。一方で、これらの事業者が提供するデジタルプラットフォームについては、一定の規模を達成した場合、①間接ネットワーク効果²⁴、②ロックイ

²¹ 一例として「ネオジム磁石製のマグネットセットによる子どもの誤飲事故」がある。当該マグネットセットは、海外では死亡事故もあり規制対象であったが、日本では規制されておらず、主にインターネットモール等で販売され、容易に購入できる状況にあった。2018年4月、国民生活センターは、幼児によるマグネットセットの誤飲事故について注意喚起を行うなどしたが、その後も同種の事故が発生したことから、2022年3月、消費者安全調査委員会は、経済産業大臣に対し、①マグネットセットが子どもの手に渡らないよう規制の検討を行うこと、②インターネットモール事業者に協力を求めることとする意見を発出した。これを受けて、2023年5月、政令が改正され、磁石製娯楽用品（マグネットセット）等がP Sマーク対象製品に指定され、技術基準に適合しない製品の販売が規制されることとなった。また、経済産業省は、インターネットモール事業者に対して、当該製品が販売されないよう協力を求める対応を行った（独立行政法人国民生活センター「強力な磁力を持つネオジム磁石製のマグネットセットの誤飲事故が再発！」（2022. 4. 21）、読売新聞「マグネットセットなどの玩具、小型品の製造・販売を規制へ…子供が誤飲する恐れ」（2023. 5. 16）〈<https://www.yomiuri.co.jp/economy/20230516-0YT1T50176/>〉）。

²² 産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会

²³ 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案

²⁴ 同じネットワークに属する参加者グループが複数存在し、一方のグループの参加者が増えれば増えるほど、

ン効果²⁵、③規模の経済²⁶が働くことで、市場における地位がより強固なものとなる傾向がある。また、④範囲の経済²⁷が働くことで、サービス提供分野の拡大が容易になることも指摘されている²⁸。そして、これらの効果により、新規参入が困難になることから、特定のデジタルプラットフォーム事業者による独占・寡占に至り、利用者との取引においては、交渉上優位な立場になり得ると言われる。

こうした中で、デジタルプラットフォーム事業者が取引相手に不利益を与えるような行為を防止し、イノベーションを阻害するような行動を阻止していくことが世界的な課題となっており、我が国においては、2019年9月、内閣にデジタル市場競争本部（本部長：内閣官房長官）が設置され、同本部下の「デジタル市場競争会議」を中心に、デジタル市場のルール整備等について検討が行われることとなった。そして、実態調査²⁹等においてオンラインモール、アプリストアについて、規約の変更、取引拒絶の理由、データの利用等について不透明さがあり、取引先の予見可能性が極めて低くなっているなどの問題が認められたため、取引環境の改善が急務であるとして、2020年5月、デジタルプラットフォーム取引透明化法³⁰が制定された（2021年2月施行）。同法は、特に取引の透明性・公正性を高める必要性の高いプラットフォームを提供する事業者を指定し、取引条件等の情報の開示、運営における公正性確保、運営状況の報告を義務付け、経済産業大臣による評価・評価結果の公表等の措置を定めるものであり、規制の大枠を法律で定めつつ、詳細を事業者の自主的取組に委ねる「共同規制」の規制手法とされる³¹。

一方、デジタル市場競争会議は、これまでオンラインモール、アプリストア等の個別の市場に着目してきたが、これらの多くはスマートフォンのOS³²を基盤に形成されたモバイル・エコシステムで機能するものであり、個別の市場を見るだけでは、デジタル市場における構造的な課題を把握することは困難であるとして、2021年6月より、モバイルOSを基盤とするレイヤー構造がデジタル市場の競争環境に与える影響等について競争評価を開始した。そして、中間報告の公表やパブリック・コメント等を経て、2023年6月16日に

他方のグループの参加者の効用も高まる効果。例えば、特定のアプリストアの利用者が多いと、アプリ提供事業者も増えて当該アプリストアの魅力が向上し、更に利用者が増えることが挙げられる。

²⁵ ある財・サービスの利用者が、その利用を止めて別の財・サービスに利用を変更したいと考えたとしても、スイッチングコストや間接ネットワーク効果等の理由により、その変更を行えない状態。

²⁶ 財・サービスの生産量を増やすほど、当該財・サービスの一単位当たり平均費用が通減すること。

²⁷ 複数の財・サービスをそれぞれ別の企業で生産するよりも、同一企業がまとめて生産する方が、当該財・サービスの生産費用が小さくなり、効率性が高まること。

²⁸ 公正取引委員会「公正取引委員会のデジタル分野の取組（2023年9月）」〈<https://www.jftc.go.jp/dk/digital/index.html>〉

²⁹ 公正取引委員会「デジタル・プラットフォームの取引慣行等に関する実態調査（オンラインモール・アプリストアにおける事業者間取引）について」（2019.10.31）

³⁰ 正式名称は「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」。

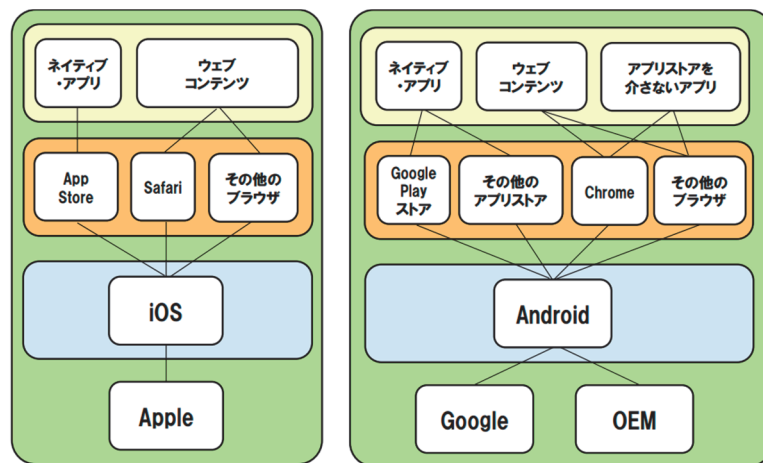
³¹ 「共同規制」のような手法が用いられる理由として、情報社会においては、技術的・ビジネス的イノベーションの速度や規制策定に必要な専門的知識の官民非対称性などから、政府による詳細な直接規制が困難である一方、民間の自主規制だけに任せると、そもそもルールがつくられない可能性や、ルール内容が不十分・不公正になるなどのリスクがあることが挙げられている。

³² OSはOperating Systemの略であり、スマートフォンのOSをモバイルOSと称している。モバイルOSを始めとするモバイル・エコシステムの各レイヤーの役割・特性は、デジタル市場競争会議「モバイル・エコシステムに関する競争評価最終報告」（2023.6.16）8～20頁参照。

「モバイル・エコシステムに関する競争評価最終報告」を公表した³³。

最終報告は、モバイルOSについて、iOS (Apple) とAndroid (Google) の寡占状態にあり、両者で異なるビジネスモデルのエコシステムが形成されていること (図表4)、複数の競争上の懸念があることを指摘する。一方で、独占禁止法³⁴によるアプローチでは最終的な結論を得るまでに相当の時間を要し、また、違法性を立証できても、執行機関が指摘する範囲外のう回的手段で、同種の競争上の弊害が繰り返されるおそれがあることから、新たなアプローチが必要であるとする。そして、問題によっては、デジタルプラットフォーム取引透明化法のような共同規制で対応できるものもあるが、競争に悪影響を及ぼす危険性の高い行為類型が明らかになってきており³⁵、そうした行為が特定できる中では、事前に一定の行為の禁止や義務付けを行うアプローチ (事前規制) が望ましいとする。

図表4 モバイル・エコシステムの2つのビジネスモデル



(左) Apple : 端末に強み、垂直統合 (アプリストア、ブラウザエンジン)
(右) Google : 検索等に強み、契約でプリインストール、デフォルト設定

(出所) 内閣官房デジタル市場競争本部事務局「モバイル・エコシステムに関する競争評価の最終報告 (概要)」(2023. 6. 16)

また、諸外国においても、デジタルプラットフォームについては、これまでの競争法による事後的な対応では限界があるとして、ルール整備の動きが活発化している。特に、先行するEUのデジタル市場法 (DMA)³⁶は、2024年3月から規制対象事業者に対する義務の適用などの本格運用が始まるため、その動向等も見極めた上で、第213回国会に関連法案が内閣から提出される可能性が報じられている³⁷。

³³ その後、最終報告についても2023年6月19日から8月18日までパブリック・コメントを募集し、559件の意見が寄せられたことが公表されている (第52回デジタル市場競争会議ワーキンググループ (2023. 10. 12))。

³⁴ 正式名称は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」。

³⁵ アプリストアの決済・課金システムの利用義務付け等。

³⁶ EUのデジタル市場法 (DMA) は、大規模なデジタルプラットフォームに対する禁止行為リスト等 (自社優遇、抱き合わせ、データ活用関連等) を規定し、2022年11月に施行され、2023年9月に規制対象となるゲートキーパーとしてGAFAMのほか、TikTokを運営する中国ByteDanceが指定された。

³⁷ 『読売新聞』(2024. 1. 11)、『朝日新聞』(2024. 1. 25)。また、第213回国会内閣提出予定法律案等のうち、検討中の法律案として「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案 (仮称)」(公正取引委員会所管) が示されている。

なお、公正取引委員会は、2023年10月、検索サービスで一強状態にあるGoogleについて、検索アプリの優遇等が独占禁止法違反の可能性があると調査を開始したことを公表した³⁸。欧米では以前より指摘されている問題だが、今調査を開始したことについて、公正取引委員会は、生成AIの発展に伴って検索サービスの競争が新たな局面に入っていることも考えられ、本件行為によって公正かつ自由な競争が阻害されてはならないという視点を持って事件審査を開始したと説明している³⁹。

デジタルプラットフォーム事業者の行為を縛る事前規制の導入には、サイバーセキュリティや個人情報保護の観点を含め、反対や懸念を示す意見もあるが、社会経済のデジタル化が避けようもない時代にあって、巨大デジタルプラットフォーム事業者と新規参入者が公正に競争できる環境を確保することは重要である。デジタルプラットフォームの特性もあり、伝統的な法規制では十分に対応できない部分が多く、当面試行錯誤が続くと思われるが、海外の動向も踏まえつつ、デジタル市場のより良い競争環境の整備が望まれる。

5. エネルギー関連政策

(1) GX推進に向けた取組と今後の課題

2022年7月、GXの実行に向けて必要な施策を検討するため、岸田内閣総理大臣を議長とする「GX実行会議」が設置された。同年12月、GXに向けて今後10年を見据えた取組の方針を示した「GX実現に向けた基本方針」が取りまとめられ(2023年2月に閣議決定)、これを踏まえて、第211回国会(2023年常会)において、成長志向型カーボンプライシング構想を含むGX推進の枠組みを定めたGX推進法⁴⁰が成立した。また、同法に基づき、2023年7月28日に「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」(GX推進戦略)が閣議決定された⁴¹。

GX推進法の主な内容⁴²は、①今後10年間で150兆円を超えるGX投資を官民協調で実現していくため、国として20兆円規模の大胆な先行投資支援を実行する、②国による先行投資支援は、新たな市場・需要の創出に効果的につながるよう、規制・制度措置の見直しなどを示すことと一体的に講じていく(規制・支援一体型投資促進策)、③先行投資支援の財源はGX経済移行債を発行して賄う、④GX経済移行債は、化石燃料賦課金(2028年度より化石燃料の輸入事業者等から徴収)・特定事業者負担金(2033年度より発電事業者から排出枠の有償オークションの形で徴収)の収入により2050年度までの間に償還する、⑤化石燃料賦課金・特定事業者負担金等のカーボンプライシング(炭素価格の値付け)は、当初低い負担で導入し、徐々に引き上げていくことを示し、事業者にGXに先行して取り組むインセンティブを付与する仕組みとする、⑥排出量取引制度⁴³の運営や負担金・賦課金の徴

³⁸ 公正取引委員会「GoogleLLCらによる独占禁止法違反被疑行為に関する審査の開始及び第三者からの情報・意見の募集について」(2023. 10. 23)

³⁹ 公正取引委員会「令和5年10月25日付事務総長定例会見記録」

⁴⁰ 正式名称は「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」。

⁴¹ GX推進戦略は、おおむね「GX実現に向けた基本方針」(2023年2月10日閣議決定)を更新した内容となっている。

⁴² 一部、GX推進戦略の内容を含む。

⁴³ 排出量取引制度については、2023年10月11日、東京証券取引所にカーボン・クレジット市場が開設されたところ。同市場の取引対象は、現時点では、従来からあるJ-クレジットのみに限定されている。

収等に係る業務を実施する機関として認可法人脱炭素成長型経済構造移行推進機構（GX推進機構）を設立するなどである。

このうち、国の先行投資支援に関しては、2023年12月22日、GX実行会議において「先行5か年のアクションプラン」を含む「分野別投資戦略」が取りまとめられ、GX経済移行債による投資促進策（図表5）が示された。これに沿って、令和5年度補正予算及び令和6年度総予算においては、GX推進対策費計1.7兆円規模（GX推進機構出資金予算1,200億円を含む）が計上された。

図表5 GX経済移行債による投資促進策

	官民投資額	GX経済移行債による主な投資促進策	措置済み (R4補正～R5補正) 【約3兆円】	R6FY以降の支援額 (国庫債務負担行為込) ※R6FY予算額:線下線	備考 ※設備投資（製造設備導入）支援の補助率は、原則 中小企業は1/2、大企業は1/3	
製造業	鉄鋼	3兆円～			4分野（鉄、化学、紙、セメント）の設備投資への支援 総額は10年間で1.3兆円規模 ・別途、GI基金での水素還元等のR&D支援、グリーンSteel/ グリーンAlの生産量等に応じた税額控除を措置	
	化学	3兆円～		5年:4,844億円 (327億円)		
	紙パルプ	1兆円～				
運輸	セメント	1兆円～				
	自動車	34兆円～	・電動車（乗用車）の導入支援 ・電動車（商用車）の導入支援	2,191億円 545億円	・別途、GI基金での次世代蓄電池・モーター、合成燃料等の R&D支援、EV等の生産量等に応じた税額控除を措置	
	蓄電池	7兆円～	・生産設備導入支援 ・設置用蓄電池導入支援	5,974億円	2,300億円 (2,300億円) 3年:400億円 (85億円)	・2,300億円は経済安保基金への措置 ・別途、GI基金での全固体電池等へのR&D支援を措置
	航空機	4兆円～	・次世代航空機のコア技術開発		5年:3,368億円 (276億円)	・年度内に策定する「次世代航空機戦略」を踏まえ検討 ・別途、GI基金でのSAF、次世代航空機のR&D支援、 SAFの生産量等に応じた税額控除を措置
	SAF	1兆円～	・SAF製造・サプライチェーン整備支援		5年:600億円 (94億円)	・別途、GI基金でのアンモニア船等へのR&D支援を措置
	船舶	3兆円～	・ゼロエミッション船等の生産設備導入支援			
くらし	くらし	14兆円～	・家庭の断熱窓への改修 ・高効率給湯器の導入 ・商業・教育施設等の建築物の改修支援	2,350億円 580億円 339億円	・自動車等も含め、3年間で2兆円規模の支援を措置 (GX経済移行債以外も含む)	
	資源循環	2兆円～	・循環型ビジネスモデル構築支援		3年:300億円 (85億円)	・別途、GI基金での熱分解技術等へのR&D支援を措置
	半導体	12兆円～	・パワー半導体等の生産設備導入支援 ・AI半導体、光電融合等の技術開発支援	4,329億円 1,031億円		・別途、GI基金でのパワー半導体等へのR&D支援を措置
エネルギー	水素等	7兆円～	・既存原燃料との価格差に着目した支援 ・水素等の供給拠点の整備		5年:4,570億円 (89億円)	・価格差に着目した支援策の総額は供給開始から 15年間で3兆円規模 ・別途、GI基金でのサプライチェーンのR&D支援を措置 ・拠点整備は別途実施するFSを踏まえて検討
	次世代再エネ	31兆円～	・H ₂ の貯蔵太陽電池、浮体式洋上風力、水電解装置 のサプライチェーン構築支援と、H ₂ の貯蔵の導入支援		5年:4,212億円 (548億円)	・設備投資等への支援総額は10年間で1兆円規模 ・別途、GI基金でのH ₂ の貯蔵等のR&D支援を措置
	原子力	1兆円～	・次世代革新炉の開発・建設	891億円	3年:1,641億円 (563億円)	
	CCS	4兆円～	・CCSのサプライチェーン構築のための支援（適地の開発等） ・中小企業を含め省エネ補助金による投資促進等	3,400億円		・先進的なCCS事業の事業性調査等の結果を踏まえ検討 ・3年間で7000億円規模の支援
分野横断的措置	分野横断的措置		・グリーンスタートアップ育成支援 ・GI基金等によるR&D ・GX実装に向けたGX機構による金融支援 ・地域脱炭素交付金（自営線マイロッド等）		410億円 8,060億円 1,200億円 60億円	・5年間で2000億円規模の支援（GX機構の交付金支援を含む） ・令和2年度第3次補正で2兆円（一般会計）措置 ・債務保証によるファイナンス支援等を想定
	税制措置		・グリーンSteel、グリーンAl、SAF、EV等の生産量等に応じた税額控除を新たに創設			※上記の他、事務費（GX経済移行債の利払費等）が596億円
	R6FY以降の支援額：2兆3,905億円（赤の合計）（R6FY予算額：6,036億円（線下線））【措置済み額と赤字を含めると約13兆円を想定】					
	（出所）GX実行会議「分野別投資戦略」（2023.12.22）					

GX経済移行債の償還財源と位置付けられている化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の詳細については、法施行（2023年6月30日）後2年以内に必要な法制上の措置を行うこととされており、2026年度に本格稼働することとされる排出量取引制度の制度設計と併せて今後の検討課題となっている。

（2）水素社会の推進

水素は、様々なエネルギー源から作ることができ、燃焼時にCO₂を排出しないことから、カーボンニュートラルに向けた鍵となるエネルギーと考えられている。また、水素そのものとしてだけでなく、アンモニアや合成メタン、合成燃料など、様々な形での利活用

も見込まれる⁴⁴。我が国は、2017年に世界初の国家水素戦略として「水素基本戦略」を策定し、水素社会の実現に向けた各種取組を進めてきた。その後、カーボンニュートラルやエネルギー安全保障の観点から、世界的にも水素に対する期待が高まり、諸外国においても、国家水素戦略の策定や、米国IRAを始めとする水素産業支援策の打出しが相次いでいる。こうした中、我が国は、2023年6月に水素基本戦略を改定した。改定水素基本戦略では、水素社会の実現に向けた取組を加速するため、新たに2040年における水素の導入目標を1,200万トンと設定し、今後15年間で官民合わせて15兆円の投資を行うこととした。そして、脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の「一石三鳥」を狙い、部素材、水電解装置、燃料電池等の我が国のコア技術が国内外の水素ビジネスで利活用されることを目指す「水素産業戦略」と、水素の大規模利用に向けた「水素保安戦略」を提示した。また、水素は一般に、天然ガス、褐炭の改質、再生可能エネルギー由来電気、化石燃料由来電気を用いた水電解、またこれらとCCS（次項参照）やカーボンリサイクルを組み合わせるなど、様々な原料や手法により製造することができるが、カーボンニュートラルに向けては水素製造からのCO₂排出を抑える必要があることから、水素製造における炭素集約度（単位当たりの水素製造時等に発生するCO₂排出量）の目標を定め、それを下回るものを「低炭素水素」とし、低炭素水素への移行を求めつつ、低炭素水素の大規模なサプライチェーン構築に向けた支援制度を創設する方針が示された。

その後、関係審議会⁴⁵において制度整備の詳細について議論が行われ、2024年1月29日に中間取りまとめが公表された。そこでは、①低炭素水素と既存燃料等の価格差に着目した支援・拠点整備支援、②低炭素水素の供給に向けた制度整備、③産業保安の観点から必要な制度整備、④新たな市場創出・利用拡大につながる適切な制度の在り方について、それぞれ考え方や施策等が示されており、その内容を踏まえて、水素社会推進法案⁴⁶が提出される見込みとなっている。

（3）CCSの事業環境整備

CCS（CO₂の地下貯留）⁴⁷は、排出されたCO₂を分離・回収して地中へ固定化する技術である。カーボンニュートラルを実現するためには、電化や水素の活用を進めてもCO₂排出が避けられない事業分野があり、そうした事業分野においてCCSが活用されることが必要とされている⁴⁸。GX推進戦略においては、2050年カーボンニュートラルに向けて、2030年までに民間事業者がCCS事業を開始するための事業環境を整備するため、模

⁴⁴ 以下本項では、「水素」には、水素に加えアンモニアや合成メタン・合成燃料を含む。

⁴⁵ 総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会水素・アンモニア政策小委員会／資源・燃料分科会脱炭素燃料政策小委員会／産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会水素保安小委員会合同会議

⁴⁶ 正式名称は「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律案」。

⁴⁷ Carbon dioxide Capture and Storageの略。「二酸化炭素回収・貯留」とも呼ばれる。

⁴⁸ IEA（国際エネルギー機関）の2050年ネットゼロシナリオも、CCSの利用が前提となっている（「IEA Net Zero Roadmap 2023 Update」（2023年9月公表）〈<https://www.iea.org/reports/net-zero-roadmap-a-global-pathway-to-keep-the-15-0c-goal-in-reach>〉）。

範となる先進性のあるプロジェクトの開発・操業を支援するとともに、事業リスクや安全性等に十分に配慮しつつ、制度的措置を整備することとされている。これを踏まえて、関係審議会⁴⁹において制度的措置の検討が行われ、2024年1月29日に中間取りまとめが公表された。その内容を踏まえたCCS事業法案⁵⁰が第213回国会に提出予定とされる。

一般に、CCSのバリューチェーンには、分離・回収、輸送、貯留という3つの分野が存在する。中間取りまとめにおいては、貯留に関して、①試掘及び貯留事業を経済産業大臣の許可制とし、許可を得た上で試掘権及び貯留権を設定すること、②貯留事業者に対して、貯留されたCO₂のモニタリング義務等の事業規制を導入すること、③貯留事業が終了し一定期間が経過した後は、貯留事業場の管理を独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）に移管する仕組みを設けること、また、輸送に関しては、ガス事業法におけるガス導管事業の例等を参考に、貯留を目的にCO₂導管輸送事業を行う者に対して、正当な理由なくCO₂排出者からの輸送依頼を拒むことの禁止や保安規制の導入等が提言されている。なお、分離・回収に係る事業規制の必要性については、将来的な検討事項としている。

（４）エネルギー基本計画の見直し

エネルギー基本計画は、エネルギー政策基本法に基づき、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るために政府が策定する計画であり、少なくとも3年ごとに見直しの検討を行うことが規定されている。2021年10月に閣議決定された現行の第6次エネルギー基本計画は、2050年カーボンニュートラル宣言（2020年10月）以降で初めて策定された計画であるが、その後、ロシアによるウクライナ侵略やイスラエル・パレスチナ情勢の緊迫化等の地政学的リスクが顕在化し、脱炭素とともにエネルギー安全保障の重要性が改めて認識された。第211回国会（2023年常会）では、上述のGX推進法のほか、原子力発電所の運転期間に関する制度改正を含むGX脱炭素電源法⁵¹が成立するなど、GX関連施策が一定程度進められたが、革新的技術の開発や社会実装等には不確実性があること、地政学的リスクへの対応、省エネと電化・デジタル化が同時に進行する中で電力需要をどのように想定するかなど課題は多い。また、電力システム改革の検証も関係審議会を開始したところである⁵²。本年、エネルギー基本計画の見直しに向けた議論が行われることは齋藤経済産業大臣から表明されており⁵³、その議論の行方が注目される。

（たかの ともこ）

⁴⁹ 総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会カーボンマネジメント小委員会／産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会産業保安基本制度小委員会合同会議。また、これに先立ち、経済産業省に設置された「CCS長期ロードマップ検討会」（2022年1月～2023年3月）においても検討が行われた。

⁵⁰ 正式名称は「二酸化炭素の貯留事業に関する法律案」。

⁵¹ 正式名称は「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」。

⁵² 第69回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2024.1.22）資料3参照。

⁵³ 経済産業省「令和6年（2024年）年頭所感～経済産業大臣齋藤健～」〈<https://www.meti.go.jp/speeches/danwa/2024/20240101.html>〉